

# 令和8年4月1日以降離婚届をされる方へ

未成年の子がいる場合は、父母が離婚後の親権について協議を行った旨の記載が必要となります。

下記を必ず確認し、別紙または離婚届のその他欄へ記入をお願いします。

なお、署名は必ず本人が記入してください。

未成年の親権について、双方の合意の意思が確認できない場合は、受理できませんのでご注意ください。

例) 防府史郎は父母の共同親権、防府洋子は母の単独親権に指定

## ① 別紙に記入する場合

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 <b>防府史郎</b>	<p>未成年の子の親権について該当する欄に記入してください。</p> <p>親権について合意した旨の☑及び署名を必ずしてください。 ※離婚届書にも署名してください。</p>
	父(夫)が親権を行う子	
	母(妻)が親権を行う子 <b>防府洋子</b>	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにするしをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名(※押印は任意)	夫 <b>防府 太郎</b> 印	妻 <b>防府 花子</b> 印

## ② 離婚届のその他欄に記入する場合

(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 <b>防府史郎</b>	妻が親権を行う子 <b>防府史郎 防府洋子</b>
(6) 同居の期間	年 月 から 年 月 まで (同居を始めたとき)	
(7) 別居する前の住所		
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つ <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務員 <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
(9) 夫妻の職業	<input type="checkbox"/> 1. 専業主婦(専業主夫)の世帯 <input type="checkbox"/> 2. 専業主婦(専業主夫)の世帯に同居する者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 3. 専業主婦(専業主夫)の世帯に同居する者のいない世帯 <input type="checkbox"/> 4. 専業主婦(専業主夫)の世帯に同居する者のいない世帯(専業主婦(専業主夫)の世帯に同居する者のいない世帯)	
(10) その他	<p>合意した旨の記載および双方の署名が必要です。</p> <p>親権者の定めについて真意に基づいて合意した <b>防府太郎 防府花子</b></p>	
届出人署名(※押印は任意)	夫 <b>防府 太郎</b> 印	妻 <b>防府 花子</b> 印